

広島県告示第七百五十四号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二條の規定によつて、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和四年十一月一日から施行する。ただし、公衆浴場法施行条例（昭和二十五年広島県条例第四十五号）第二條第二項に規定するその他の公衆浴場（公衆浴場法〔昭和二十三年法律第三百三十九号〕第二條第三項の規定に基づき保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公衆浴場を含む。）については、この統制額は適用しない。

なお、令和元年広島県告示第六百三十七号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、廃止する。

令和四年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区分	金額
大人 （一二歳以上の者）	四八〇円
中人 （六歳以上一二歳未満の者）	一〇〇円
小人 （六歳未満の者）	一〇〇円